注　意　事　項

＜土留工について＞

１．土留工に関する注意点

① 設計書は、平均掘削深で設計してあるので、現場では、実際の掘削深に応じた土留とすること。
② 腹起こし材、切梁材については、施工計画書に使用する部材の強度計算を添付すること。

各部材について

矢板種類	矢板長（m）	掘削幅 (mm)		支保工段数	使用腹起し材	使用切梁材
		φ150	φ200		規格(mm)	調整長(mm)
木矢板	1.7	850	900	1	100×120	610～1000
木矢板	1.8	850	900	1	100×120	610～1000
木矢板	1.9	900	950	1	120×120	610～1000
木矢板	2.0	900	950	1	120×120	610～1000
木矢板	2.1	900	950	1	120×120	610～1000
軽量鋼矢板	2.5	900	950	2	100×120	610～1000
軽量鋼矢板	3.0	900	950	2	120×120	610～1000
軽量鋼矢板	3.5	900	950	2	120×120	610～1000
軽量鋼矢板	3.5	900	950	2	125×115	610～1000

（土留工：例）
掘削深が 1.5m 以下であっても、地下埋設物が近接した場合は、監督員と協議して土留工を行うこと。

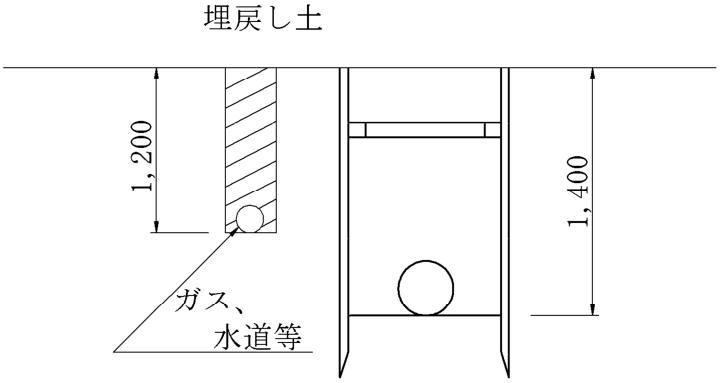

・ 管路部の土留とマンホール部の土留は、矢板長が違うので設計書を見て十分に確認すること。
・ 管路部は矢板無しになっていても、マンホール部は矢板施工になっている場合もあるので注意すること。

２．マンホール継手に関する注意点

バックアップ材及びボンド２回塗りの状況写真を撮影すること。

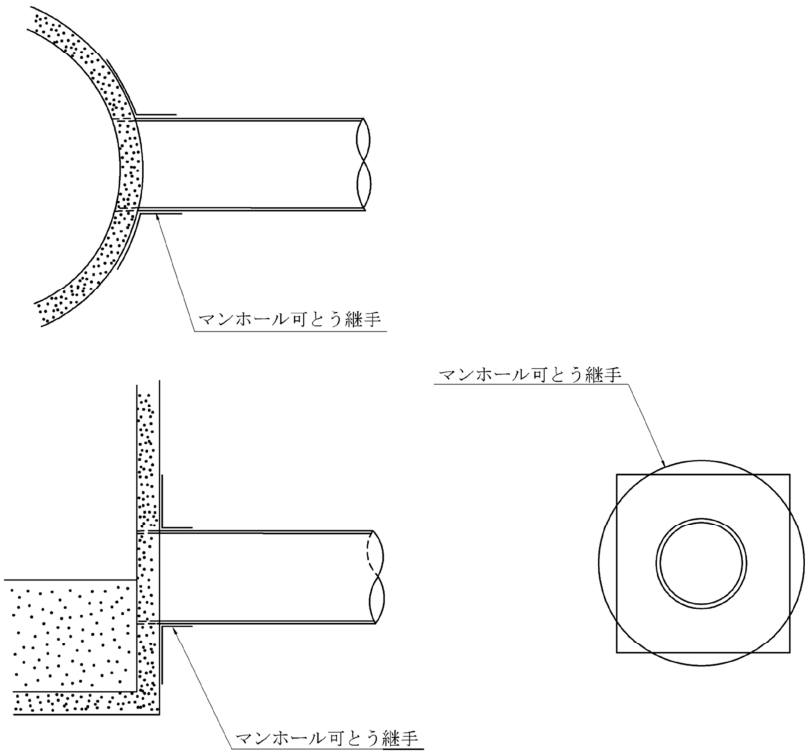

３．支管取付及び汚水桝設置に関する注意点

（１）　・宅内排水管の勾配及び桝の高さを調整して、標準排管が出来るか確認する。
・最上流部最低 20cm の土被りが必要。（排水設備基準）
・特に、浄化槽への流入の高さチェックを行うこと。

（２）　可とう支管取付について

① 穿　孔
本管穿孔は穿孔機にて施工する。
② 塩ビ管の切断
塩ビ管の切断面は水平、垂直になるようにして、受部に密着しているか確認する。

（３）　曲管の取付について

① 仮排管を行っている取付管の標準排管が出来るか確認する。
② 滑材をゴムに付ける。

（４）　桝の取付け（予定管）について

・ 公共桝は宅地側に 50cm 程度予定管を布設し、接着剤にてキャップ止とする。なお、排水溝やブロック壁等がある場合は、現場状況にあわせて、予定管の延長を調整すること。

4．　本管接合に関する注意点

・ゴム輪接合とする。

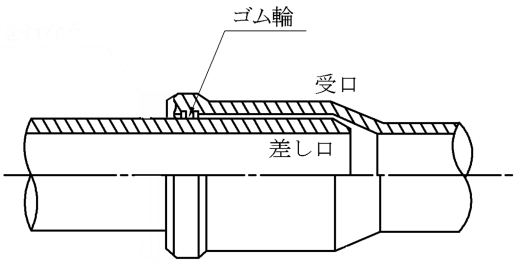

①　滑 浄 処 理　：　受口内面、差口外面に乾いたウエスで拭く。
②　滑浄の塗布　：　ゴム輪表面、差口（先端面取部）に滑材を均一に刷毛で塗る。
③　接　　合　：　標線まで差し込む。
④　確　　認　：　ゴム輪が正常かどうかチェックゲージで確認する。

5．路面復旧工に関する注意点

①　仮復旧は、3cm 又は 5cm の厚みをとり、プライムコートを施し加熱合材復旧とすること。
②　本復旧は、工事施工中の山留背面のゆるみ等により、後で悪影響を及ぼす可能性があるため、影響部まで舗装施工をすること。
③　在来舗装とのすり付けは、カッター等で綺麗に切取り、タックコートを施し表面を仕上げること。

6．その他

①　埋戻は、一層 20cm 仕上がりで、機械転圧施工とする。
　地下埋設物が支障する場合は、水締め又はタコ等で執行する。
②　安全管理について、標示板、保安灯、バリケード等の安全施設を設置し、保安要員を常駐させること。(別紙参照)
③　砂戻しは、原則として水締めとする。
④　仮復旧については、埋戻後ただちに行うこと。
　ただし、監督員が指示した場合は、その指示に従うこと。
⑤　汚水桝設置工については、本管仮検査後に施工すること。
⑥　本舗装については、約 200m をめどにして施工すること。

＜公共汚水桝の排管について＞

１．取付管排管について

① 曲管の２個併用は認められない。

ツマリ箇所や施工状況が目視できないため。

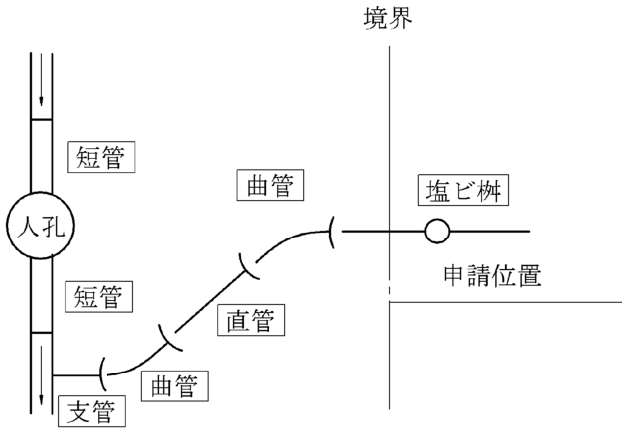

② 汚水桝（ストレート桝）の斜め方向は認められない。

宅内排水設備施工時に、建物等の配置によっては使用の制限または使用不可となることが懸念されるため。
ただし、既存家屋の計画配管等に問題がないと確認される場合は、監督員と協議すること。

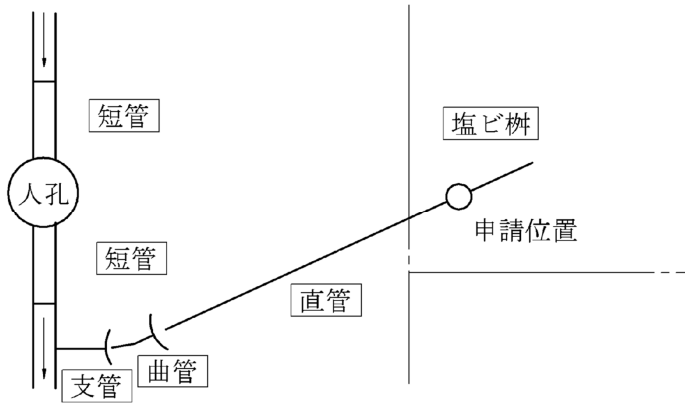

２．１．５m以上となる場合

予定管を宅地の地表まで立ち上げること。また、2.0m 以上となる場合は、立上管をφ200㎜とすること。

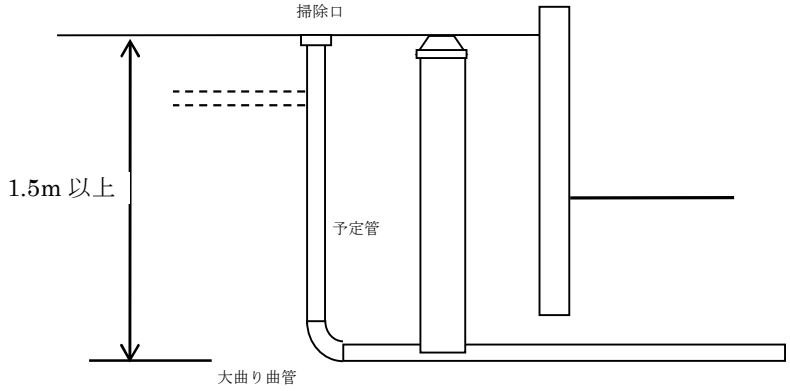

３．本管が深い場合

本管上部において大曲管による施工とする。

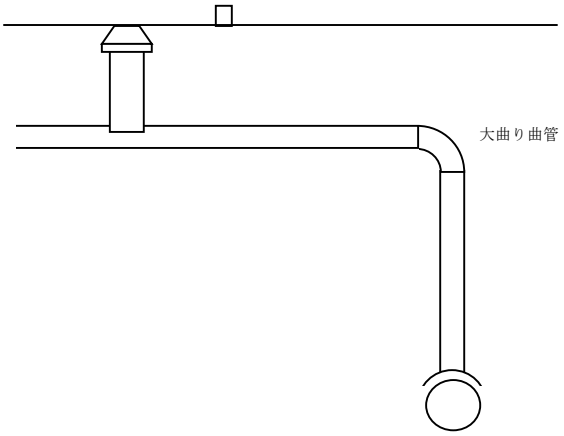

４．道路上に設置する場合

予定管を宅地の地表まで立ち上げること。

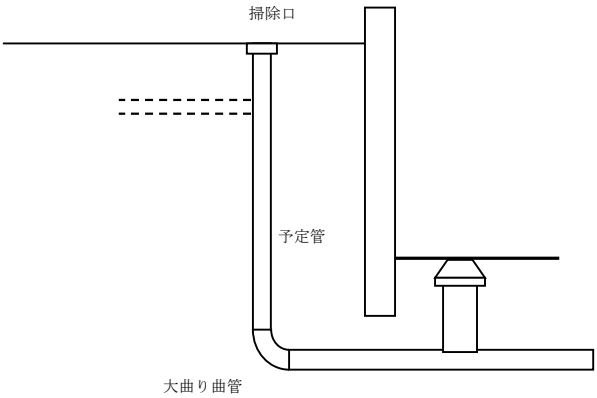

＜公共汚水桝の設置について＞

・　ａ、ｂいずれかに統一する。

ⓐ 良い施工例

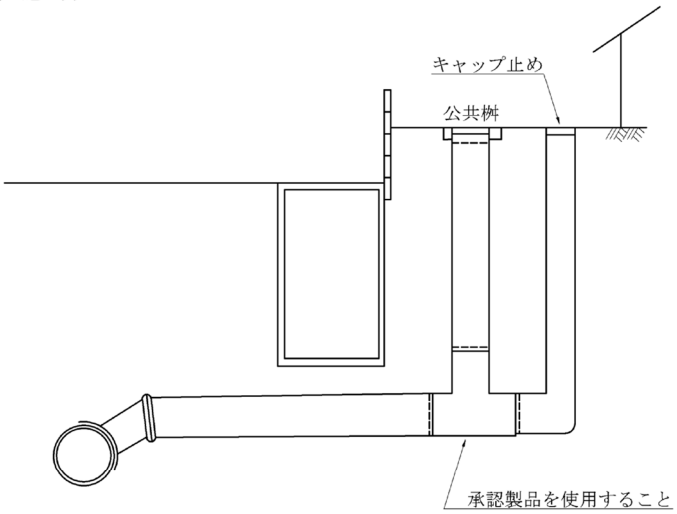

ⓑ 良い施工例

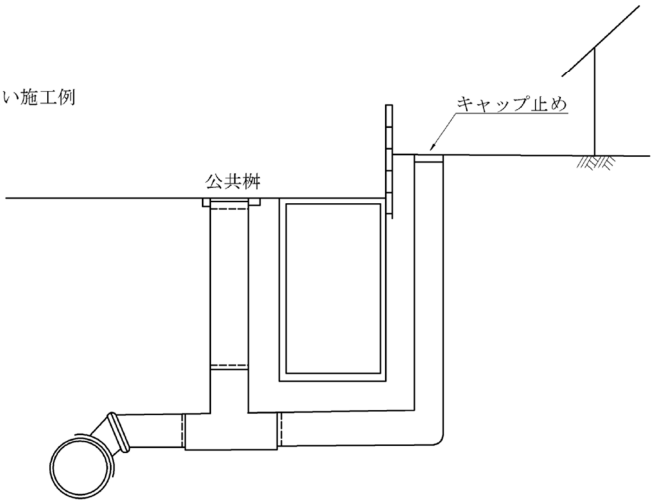

・　ｃは、取付管の状況を鏡で確認できないなどの問題があるため不可とする。
　　ただし、現場によっては特殊なケースもあるので、監督員と協議すること。

ⓒ 悪い施工例

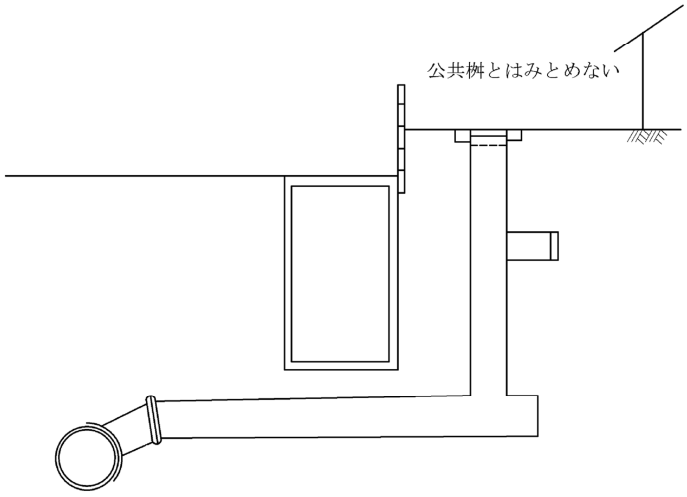

道路上に汚水桝を設置する場合

排水溝がある場合

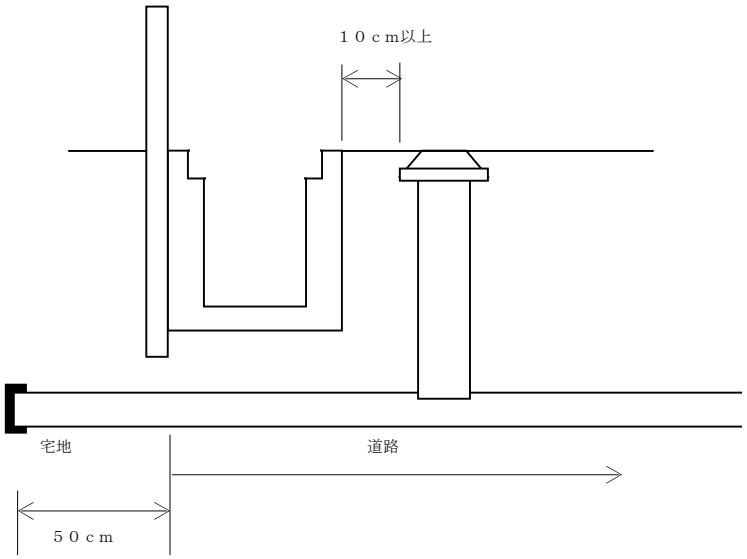

排水溝がない合

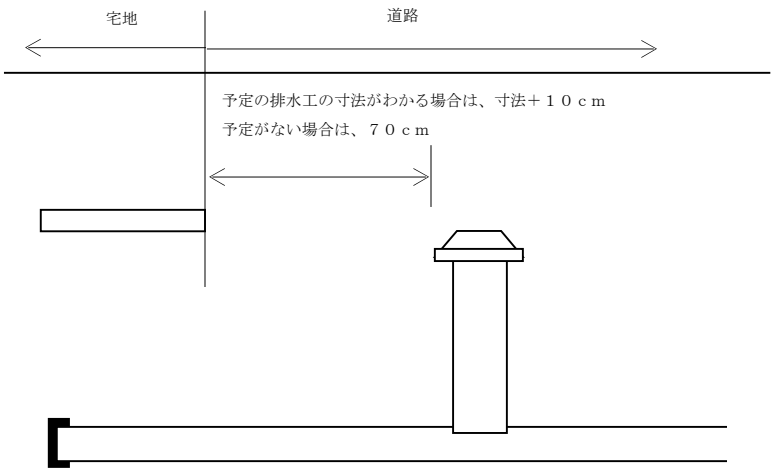

インバート標準図

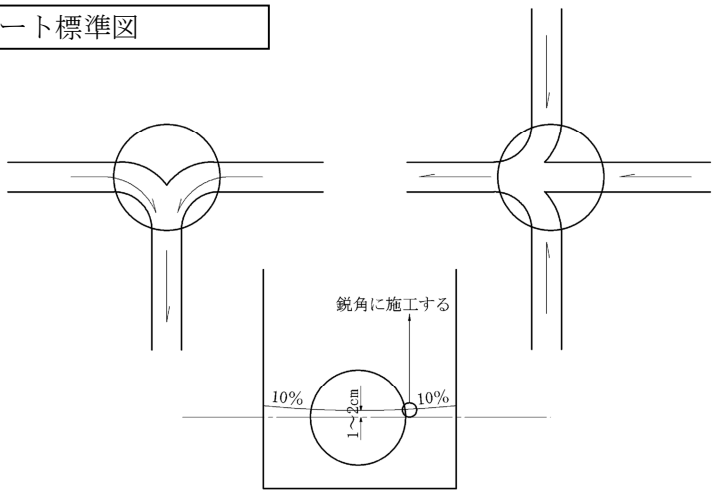

＜汚水桝の設置位置確認に関する注意事項＞

汚水桝の設置位置については、確認方法の不徹底から、非常にトラブルや苦情が多いため、一般的注意事項をここに記す。

Ⅰ．汚水桝の設置位置確認者は、原則として地主とする。

Case Ａ．地主＝家主の場合　～　当該者

Ｂ．地主≠家主の場合　～　地主及び家主とし確認書は連名とする。

Ｃ．公道（里道等)、私道に係る場合は監督員と協議する。

Ⅱ．汚水桝は、１宅地１個を原則とする。

Case Ａ．１宅地１家屋の場合　地主＝家主
～　１個
地主≠家主

Ｂ．１宅地複数家屋の場合　地主＝家主　～　１個

地主≠家主　～　各個

Ｃ．Case Ａ・Ｂで、止むを得ない事情のある場合、監督員と協議するものとする。

Ｄ．公道、私道に係る場合、監督員と協議するものとする。

Ⅲ．汚水桝工事に着手する場合は、次の点に注意する。

1)　設置申請書を回収し、また、各々の現況排水調査図を作成し、監督員と現地で確認した上で着工する。

2)　1)の設置申請書は原則として当該確認者に記入してもらい、現地立会いの上位置確認したものであること。

3)　1)の設置申請書でその位置に設置することが困難、または不適当と認められる場合は、当該者にその旨説明し、位置の変更確認等を行う。

Ⅳ．汚水桝の技術的基準について

1） 汚水桝の高さは、宅内の排水整備を必要とする最遠地点の土被りを２０ｃｍ以上とり、管勾配１０‰以上として計画を行うこと。また、管の接続箇所及び隅角部の宅内桝の落差を１ ｃｍ/ヶ所を見込み決定する。更に浄化槽施設のある場合は、槽への流入管の高さを基準に管勾配１０‰以上とし、前述の場合と比較し、桝の高さが大きくなる方とする。
なお、桝の深さは、宅地内の既設排水管の高さを事前に測量し、決定しなければならない。

2） その他の基準は別に定める。

＜下水道工事安全対策について＞

○　安全対策事項

１．事故防止について

最近埋戻し転圧不足によって生じる沈下段差、及び仮復旧の既設舗装との段差、マンホール蓋との摺付け不備、砕石の散乱等によって、二輪車の転倒事故等が発生しており関係機関から指導されています。
特に仮復旧はすみやかに施工するとともに、現場の維持管理に注意し事故防止に努め、工事現場には「徐行」等の標識板を設置し、夜間の安全管理に注意すること。
推進工法については、土砂の取り込み過ぎではないか、チェック体制を強化し路面を巡視すること。

２．地下埋設物の破損防止について

埋戻しの不備により、埋戻し後数日経過したあと、圧密沈下により地下埋設物の破損が生じている。埋戻しは、下水道管布設工事特記仕様書にも記してありますように、仕上厚２０ｃｍ毎に転圧するよう決められていますので徹底すること。

３．舗装復旧工事について

舗装復旧については、舗装業選定名簿に登載されている舗装業者とすること。

４．保安要員について

保安要員を現場には必ず常駐させること。

５．残土仮置場について

残土仮置場の土場周辺では住民に迷惑のかからないような措置を講ずること。

６．工事標識板等について

工事標識板等の設置については、完全なものを設置し、また通行に邪魔にならない場所に設置すること。（交通標識等に設置しないこと）

７．その他

（イ）建設工事公衆災害防止対策要綱を尊守すること。

（ロ）労働安全衛生法及び労働安全規則酸素欠乏症等防止規則を尊守し、建設作業中における災害の発生を防止すること。